

八潮監告示第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和7年度定期監査（令和7年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和8年3月3日

八潮市監査委員 村川大志

八潮市監査委員 鹿野泰司

八潮総第329号
令和8年2月25日

八潮市監査委員 村川大志様
八潮市監査委員 鹿野泰司様

八潮市長 大山忍

令和7年度定期監査（令和7年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和8年1月26日付け八潮監第72号により提出された令和7年度定期監査（令和7年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 伝票関係

①普通旅費について

- ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(資産税課、環境リサイクル課)

(2) 会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

- ・欠勤時間の精算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(保育幼稚園課)

②費用弁償・通勤手当について

- ・通勤手当の決定額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(市民課)

③時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(リサイクルプラザ、八潮メセナ)

④期末手当について

- ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(子ども家庭支援課)

⑤休暇について

- ・リフレッシュ休暇の付与誤りにより、休暇を未取得となっているものが認められた。
(八潮メセナ)

2 措置内容

別紙「令和7年度定期監査（令和7年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和7年度定期監査（令和7年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>①普通旅費について</p> <p>・普通旅費において出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。</p> <p>(資産税課、環境リサイクル課)</p> <p>(2) 会計年度任用職員関係</p> <p>①報酬・給料について</p> <p>・欠勤時間の精算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>(保育幼稚園課)</p>	<p>・出張先への経路が複数あり、最も経済的な経路の選択を誤ったことにより請求誤りが生じたものです。</p> <p>指摘後速やかに差額の戻入処理を行いました。</p> <p>引き続き、請求時の経路の確認の徹底を課内に周知するとともに、複数人でのチェックをするなど、再発防止に努めます。(資産税課)</p> <p>・復路の旅費については、自宅と勤務先を比較して安価な方を支給することとしていますが、確認不足により支給額を誤ったものです。</p> <p>対象職員に対しては内容を説明のうえ、差額を精算しました。</p> <p>今後は、出張命令票及び伝票作成時において、複数人によるチェックを徹底するとともに、旅費の請求方法について、職員への周知を徹底します。</p> <p>(環境リサイクル課)</p> <p>・報酬支払時に減額処理を失念したことにより過払いが生じたものです。</p> <p>対象職員に対しては内容を説明のうえ、過払いとなった金額の精算を行いました。</p> <p>今後は、複数名の職員による確認作業を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>(保育幼稚園課)</p>

②費用弁償・通勤手当について

・通勤手当の決定額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(市民課)

・病気のため勤務することができなかった期間について、通勤手当の確認が不十分であったため生じたものです。

対象職員に対しては、内容を説明のうえ、精算しました。

今後は、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。(市民課)

③時間外勤務手当について

・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(リサイクルプラザ、八潮メセナ)

・時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、本来支給すべきであった金額を確認し、差額を精算しました。

今後は、集計、支払処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。

(リサイクルプラザ)

・時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、本来支給すべきであった金額を確認し、差額を精算しました。

今後は、勤務時間の計算について複数人による確認を徹底し、再発防止に努めます。(八潮メセナ)

④期末手当について

・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。
(子ども家庭支援課)

・期末・勤勉手当の基礎額を計算する際に、計算方法の認識を誤っていたため、過払いが発生したものです。

対象職員に対しては、過払いとなっ

<p>⑤休暇について</p> <ul style="list-style-type: none">・リフレッシュ休暇の付与誤りにより、休暇を未取得となっているものが認められた。 <p>(八潮メセナ)</p>	<p>た金額について説明をしたうえ、精算しました。</p> <p>今後は、計算方法をよく確認し、複数人でチェックするなど、再発防止に努めます。(子ども家庭支援課)</p> <ul style="list-style-type: none">・「八潮市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」「会計年度任用職員の概要について」に基づきリフレッシュ休暇を付与すべきところでしたが、確認不足により付与誤りが生じ、休暇が未取得となったものです。 <p>対象職員に対しては内容を説明のうえ、リフレッシュ休暇相当日数分を「八潮市職員服務規程」に基づく職務専念義務免除として対応することとしました。</p> <p>今後は、同様のミスが無いよう複数人で関係規則及びマニュアルを確認するなど、再発防止に努めます。</p> <p>(八潮メセナ)</p>
---	--

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 鹿野 泰司 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和7年度定期監査（令和7年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和8年1月26日付け八潮監第72号により提出された令和7年度定期監査（令和7年度前期分）の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(2) 会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

- ・報酬額の確認不足により、支給額を誤っているものが認められた。
(学務課)

②費用弁償・通勤手当について

- ・費用弁償の決定額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(教育総務課、学務課、小中一貫教育指導課)

③時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(教育総務課、小中一貫教育指導課)

④期末手当について

- ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(学務課)

⑤休暇について

- ・年次有給休暇の付与誤りにより、欠勤となっているものが認められた。
(教育総務課、小中一貫教育指導課)

2 措置内容

別紙「令和7年度定期監査（令和7年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和7年度定期監査（令和7年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(2) 会計年度任用職員関係</p> <p>①報酬・給料について</p> <p>・報酬額の確認不足により、支給額を誤っているものが認められた。(学務課)</p> <p>②費用弁償・通勤手当について</p> <p>・費用弁償の決定額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(教育総務課、学務課、小中一貫教育指導課)</p>	<p>処理内容・今後の対応方針</p> <p>報告データと報酬支払時に送付される明細書の確認不足です。</p> <p>不足分については、遅延利息金も含めて令和8年2月支給分の報酬で精算しました。</p> <p>今後同様の誤りが発生しないよう、報告データと報酬支払時に送付される明細書との突合による確認を徹底し、再発防止に努めます。(学務課)</p> <p>費用弁償について、確認不足により、支給誤り（過支給）が生じてしまいました。対象職員に対しては、内容を説明のうえ、精算いたしました。今後は複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(教育総務課)</p> <p>新たに任用した会計年度任用職員の通勤届の確認不足です。</p> <p>過払い分については、返還処理しました。</p> <p>今後同様の誤りが発生しないよう、通勤届が提出された際に最短ルートであるかの確認を徹底し、再発防止に努めます。(学務課)</p>

<p>③時間外勤務手当について</p> <ul style="list-style-type: none">・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 (教育総務課、小中一貫教育指導課)	<p>令和6年度まで週4日勤務だった対象職員(月額報酬)が、令和7年度から週3日勤務となり、それに伴い金額を改めるべきところ令和6年度と同額で支給していたため、費用弁償に支給誤りが生じました。</p> <p>対象職員には支給誤りが発生してしまった理由と、過支給分を精算いたしました。</p> <p>指摘事項を課内全職員で共有するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。(小中一貫教育指導課)</p> <p>確認不足により、支給誤り(未支給)が生じてしまいました。今後同様の誤りが発生しないよう、報告データと報酬支払時に送付される明細書との突合の徹底を図ります。(教育総務課)</p> <p>時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。</p> <p>対象職員に対しては内容を説明のうえ、本来支給すべきであった金額を確認し、差額を精算しました。</p> <p>指摘事項を課内全職員で共有するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。(小中一貫教育指導課)</p>
---	--

④期末手当について

・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(学務課)

勤務日数の確認不足です。

過払い分については、令和8年2月の差額支給で精算しました。

今後同様の誤りが発生しないよう、勤務実績との突合による確認を徹底し、再発防止に努めます。(学務課)

⑤休暇について

・年次有給休暇の付与誤りにより、欠勤となっているものが認められた。
(教育総務課、小中一貫教育指導課)

担当職員の確認不足により、欠勤として処理し、月額報酬を減額してしまいました。欠勤となる際に対象職員の同意を得ているため、減額処理は訂正せず、正しい年次休暇日数を説明しました。今後は、複数名の職員による確認作業を行うなど再発防止に努めます。(教育総務課)

担当職員の確認不足により、欠勤として処理し、月額報酬を減額してしまいました。

対象職員に経緯を説明し、年次有給休暇を付与するとともに欠勤として処理した日を休暇取得に改めました。併せて減額した報酬についても、12月分支給時に遅延利息を含め精算しました。

指摘事項を課内全職員で共有するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。(小中一貫教育指導課)